

最高裁秘書第3345号

令和7年10月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮問について（通知）

7月15日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

全司法労働組合が、最高裁に対し、令和7年3月頃、mintsとTreeeSと紙という三つの事件管理方法が併存することについて、職員の負担が増えることがないようになり要望した際の文書（全司法新聞2443号参照）、及びこれに対する最高裁の考え方が書いてある文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240